

第101回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所 当社本社本館ビル
東京都中央区銀座四丁目7番5号

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬
制度改定の件
第5号議案 監査役の報酬限度額改定の件

当日ご出席されない場合の議決権行使期限
2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

北海道 猿払山林 モケウニ沼



スマートフォンでらくらく！

招集通知の閲覧も、議決権行使も
QRコード®を1つ読み取れば、
どちらも簡単に行うことができます。



王子ホールディングス株式会社

証券コード 3861

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第101回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
当期の業績は、下記連結業績ハイライトに記載のとおりであり、期末配当は、1株につき12円と決定させていただきました。当中間期の中間配当12円とあわせました年間配当金は前期と比べ8円増配の1株につき24円となります。
今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待にそえるよう努力してまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役
社長執行役員

磯野 裕之



経営理念

革新的価値の創造

未来と世界への貢献

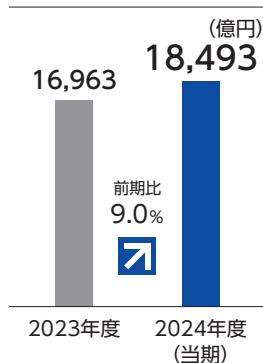
環境・社会との共生

存在意義（パーパス）

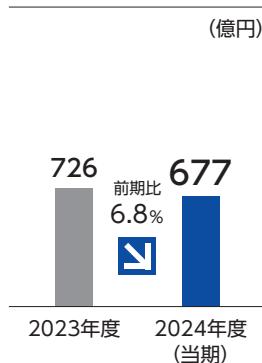
森林を健全に育て、その森林資源を活かした製品を創造し、社会に届けることで、希望あふれる地球の未来の実現に向け、時代を動かしていく

■ 連結業績ハイライト

売上高



営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



証券コード 3861
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株主各位

東京都中央区銀座四丁目7番5号

王子ホールディングス株式会社

代表取締役 磯野 裕之
社長執行役員

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。また、電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

■当社ウェブサイト

<https://investor.ojiholdings.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



■東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「王子ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3861」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は議決権行使書用紙のご返送により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って、以下の行使期限までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

<行使期限>

インターネット等：2025年6月26日（木曜日）午後5時30分入力分まで

議決権行使書：2025年6月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	東京都中央区銀座四丁目7番5号 当社本社本館ビル (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 (1) 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件 第5号議案 監査役の報酬限度額改定の件

以 上

- ① 会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、法令の定める基準日（本株主総会においては2025年3月31日）までに書面交付請求をされていない株主様には招集ご通知サマリー版をお届けしています。従前とおりの招集ご通知をご覧になる場合は、当社ウェブサイト又は東証ウェブサイトをご参照ください。
- ② 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載していますので、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
事業報告 「社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、
「会社の支配に関する基本方針」
連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
計算書類 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
なお、これらの事項は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。
- ③ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ④ 代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面（委任状等）を当社にご提出ください。株主様でない代理人及び同伴の方等、議決権を有する株主様以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。ただし、お体の不自由な株主様の同伴の方（手話通訳含む）、盲導犬等をご入場いただけます。また、車椅子でご来場の株主様には会場内に専用スペースを設けています。
- ⑤ 当日は、当社の役員及び係員の服装につきましては、クールビズにてご対応させていただきますので、ご了承ください。
- ⑥ 株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は当社ウェブサイトでお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.ojiholdings.co.jp/>

王子ホールディングス

検索



議決権行使についてのご案内

議決権行使方法

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただける重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の方法がございます。

株主総会にご出席される方

株主総会当日に議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

株主総会にご出席されない方

インターネット等にて議決権を行使いただく場合



スマートフォン、パソコンにより以下の行使期限までに議決権を行使ください。詳しくは、次頁をご覧ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分入力分まで

議決権行使書用紙にて議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

機関投資家の皆様へ

議決権の行使方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

ご注意事項

- インターネット等による方法と議決権行使書用紙のご返送による方法により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

1. 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



3. スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



パソコン等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック!

ご注意事項

- 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 「パスワード」は、本定時株主総会終了まで大切に保管してください。「パスワード」のお電話等によるご照会はお答えできません。また、「パスワード」を一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。



株主総会ライブ配信のご案内



株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1 配信日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで ※株主総会開始の30分前から接続可能です。

2 ご視聴方法

①パソコン・スマートフォン等で、以下のURL又はQRコードにより、ご視聴用ウェブサイトへアクセスしてください。

ご視聴用URL <https://3861.ksoukai.jp> ご視聴用QRコード



②ID及びパスワードをご入力する画面が表示されますので、以下をご入力ください。

I D 議決権行使書用紙に記載の**株主番号（9桁の数字）**

パスワード 議決権行使書用紙に記載の株主様の**郵便番号（ハイフンを除いた7桁の数字）**

議決権行使書用紙をご投函される場合は、事前にID（株主番号）とパスワード（郵便番号）をお手元にお控えください。

③以降、画面の案内に従って操作することでご視聴いただけます。

3 ご留意事項

- ①インターネットによるライブ配信をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の決議に参加することはできません。議決権につきましては、4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、事前に行ってくださいようお願いいたします。また、質問等を行うこともできませんので、予めご了承ください。
- ②ご視聴は株主様に限定させていただき、ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開は、固くお断りします。
- ③ライブ配信用の会場の撮影は、ご出席株主様のプライバシーに可能な限り配慮いたしますが、やむを得ず入り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。
- ④ご使用のパソコン等の端末やインターネット通信環境等によって、ご視聴いただけない場合や映像・音声の乱れ、配信の中断等が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ⑤ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ⑥何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

4 ライブ配信に関するお問い合わせ先

・ID及びパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社

電話：0120-782-041（通話料無料）

受付時間：午前9時～午後5時（土日休日を除く）

・ご視聴について

株式会社ブイキューブ

電話：03-6833-6278

受付時間：株主総会当日午前9時～株主総会終了時刻まで

当社ウェブサイト

<https://www.ojholdings.co.jp/>

王子ホールディングス

検索



株主総会参考書類 – 議案及び参考事項 –

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本年4月、当社は、取締役の監督機能と執行役員としての役割を明確にするため執行役員制度の見直しを行い、グループ経営委員を執行役員に名称変更しました。これに伴い、執行役員の役割をより明確にするため、執行役員に関する規定を設け、また、取締役に執行役員を兼務させることができる旨を明記するとともに、社長及び副社長について、最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけではなく執行役員からも社長及び副社長を選定することができるよう現行定款第20条に変更を行うものであります。また、上記変更に伴い、文言の整理を行うものであります。
- (2) 社長に関する上記の変更に伴い、株主総会の招集権者及び議長について、現行定款第12条及び現行定款第14条に変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の柔軟な運営を可能とするため、取締役会の招集権者及び議長が会長に限定されている現行定款第21条及び現行定款第22条に変更を行い、社外取締役を含む取締役が取締役会の招集権者及び議長となることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるごとに、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、 <u>社長</u> が招集する。 ② <u>社長に事故あるときは</u> 、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。 (議 長) 第14条 株主総会の議長は、 <u>社長</u> がこれに当たる。 <u>社長に事故あるときは</u> 、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。	第3章 株主総会 (招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるごとに、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、 <u>あらかじめ定めた取締役</u> が招集する。 ② <u>前項の取締役に差支えあるときは</u> 、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。 (議 長) 第14条 株主総会の議長は、 <u>取締役会のあらかじめ定めた取締役</u> がこれに当たる。 <u>当該取締役に差支えあるときは</u> 、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役等)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、代表取締役中から社長1名を定める。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ <u>取締役会は、会長1名および副会長、副社長若干名を定めることができる。</u> (新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長が招集する。会長欠員または事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> (取締役会の議長)</p> <p>第22条 取締役会の議長は、<u>会長がこれに当たる。会長欠員または事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役等)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって執行役員を置き、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって取締役に執行役員を兼務させることができる。</u></p> <p>④ <u>取締役会は、その決議によって会長1名および副会長若干名を置くことができる。</u></p> <p>⑤ <u>取締役会は、その決議によって取締役または執行役員の中から社長1名を置き、副社長若干名を置くことができる。</u> (取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会のあらかじめ定めた取締役に招集する。当該取締役に差支えあるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> (取締役会の議長)</p> <p>第22条 取締役会の議長は、<u>取締役会のあらかじめ定めた取締役にこれに当たる。当該取締役に差支えあるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（12名）の任期が満了となります。本年4月、当社は、取締役の監督機能と執行役員としての役割を明確にするため執行役員制度の見直しを行いました。これに伴い、業務執行取締役を3名減員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者につきましては、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定しており、次のとおりであります。

<ご参考>

当社の取締役の指名方針及び社外役員の独立性基準は、インターネット上の当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(<https://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>)に掲載しております。



取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位 担当	取締役会 出席状況
1	かく まさとし 加来 正年	再任 男性	代表取締役 会長 取締役会議長	15回/15回 (100%)
2	いそ の ひろゆき 磯野 裕之	再任 男性	代表取締役 社長執行役員 CEO	15回/15回 (100%)
3	かま だ かず ひこ 鎌田 和彦	再任 男性	代表取締役 副社長執行役員 CSO、コーポレートガバナンス本部分掌、 王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジ ネスセンター株式会社、王子製紙管理（上 海）有限公司管掌	15回/15回 (100%)
4	は せ べ あき お 長谷部 明夫	再任 男性	取締役 専務執行役員 COO、グループオペレーション本部、グル ープ安全環境本部分掌、王子物流株式会社、 旭洋株式会社管掌	15回/15回 (100%)
5	たくま さとし 田熊 聡	新任 男性	常務執行役員 CTO、グループ技術本部長、王子エンジニア リング株式会社管掌	
6	なが い せい こ 長井 聖子	再任 女性 社外取締役 独立役員	取締役	15回/15回 (100%)
7	お がわ ひろ みち 小川 広通	再任 男性 社外取締役 独立役員	取締役	15回/15回 (100%)
8	ふく だ さち こ 福田 佐知子	再任 女性 社外取締役 独立役員	取締役	11回/11回 (100%)
9	むら き あつ こ 村木 厚子	新任 女性 社外取締役 独立役員		

候補者番号

1

か く まさ とし
加来 正年 (1956年1月2日生)

- 所有する当社の株式の数 87,320株
- 取締役在任年数(本総会最終時) 12年
- 取締役会出席状況 15回/15回(100%)



再任

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月	旧日本パルプ工業株式会社入社	2019年4月	当社代表取締役社長
2011年4月	当社執行役員		社長グループ経営委員
2012年4月	当社常務執行役員	2022年4月	当社代表取締役 会長
2012年10月	当社常務グループ経営委員		現在に至る。
2013年6月	当社取締役 常務グループ経営委員		

■ 取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社で、エンジニアリングや機能材事業、研究開発等の分野に豊富な経験と実績を有しております。2019年から代表取締役社長として、収益基盤を確固たるものとするため尽力し、2022年から代表取締役会長、取締役会議長として、コーポレートガバナンスの充実、取締役会の機能発揮、特に社外役員との意見交換の強化に取り組む等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。

■ その他特記事項

・加来正年氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

いそ の ひろ ゆき
磯野 裕之 (1960年5月20日生)

- 所有する当社の株式の数 88,972株
- 取締役在任年数(本総会最終時) 10年
- 取締役会出席状況 15回/15回(100%)



再任

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2021年4月	当社取締役 専務グループ経営委員
2012年10月	王子マネジメントオフィス株式会社 取締役	2022年4月	当社代表取締役社長 社長グループ経営委員
2014年4月	当社グループ経営委員	2025年4月	当社代表取締役 社長執行役員
2015年6月	当社取締役 常務グループ経営委員		現在に至る。

■ 取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社で、海外事業や経営企画等の分野に豊富な経験と実績を有しております。2022年から代表取締役社長として、当社グループのあるべき姿として「パーパス」や「企業価値向上に向けた取り組み」の策定を主導、実行するとともに、現在は代表取締役社長執行役員CEOとして、資本効率向上・ポートフォリオ転換等を柱とする2025~2027年度までの中期経営計画の策定を主導する等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者いたしました。

■ その他特記事項

・磯野裕之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

かま だ かず ひこ
鎌田 和彦 (1960年2月7日生)

- 所有する当社の株式の数 69,100株
- 取締役在任年数 (本総会終結時) 10年
- 取締役会出席状況 15回/15回 (100%)



再任

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年5月	王子マネジメントオフィス株式会社 入社	2015年6月	当社取締役 常務グループ経営委員
2014年4月	王子木材緑化株式会社 代表取締役社長	2022年4月	当社取締役 専務グループ経営委員
2015年1月	当社グループ経営委員	2025年4月	当社代表取締役 副社長執行役員 現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

総合商社や当社及びグループ会社で、海外事業や資源環境ビジネス事業等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は、代表取締役副社長執行役員CSOとして、事業ポートフォリオ戦略やマーケティング戦略、サステナビリティ戦略等に取り組む等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

■ その他特記事項

・鎌田和彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

は せ べ あき お
長谷部 明夫 (1963年4月7日生)

- 所有する当社の株式の数 87,811株
- 取締役在任年数 (本総会終結時) 3年
- 取締役会出席状況 15回/15回 (100%)



再任

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2022年4月	当社常務グループ経営委員
2017年4月	王子産業資材マネジメント株式会社 取締役	2022年6月	当社取締役 常務グループ経営委員
2019年4月	当社グループ経営委員	2025年4月	当社取締役 専務執行役員 現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

Oji Asia Packaging Sdn. Bhd. 取締役社長、Oji Asia Management Sdn. Bhd. 取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社で、海外事業や産業資材事業、経営管理等の分野に豊富な経験と実績を有しております。現在は、取締役専務執行役員COOとして、グループ横断的な販売活動の推進、顧客ニーズの収集、市場調査等に取り組む等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、引き続き取締役候補者といたしました。

■ その他特記事項

・長谷部明夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

た くま さとし
田熊 聡 (1961年6月1日生)

■ 所有する当社の株式の数

17,391株



新任

男性

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2022年4月	同社常務取締役生産技術本部長
2016年2月	王子グリーンリソース株式会社常務取締役	2023年4月	当社参与グループ技術本部長
2018年4月	王子製紙株式会社執行役員富岡工場長	2024年4月	当社グループ経営委員
2020年4月	同社取締役生産技術本部長	2025年4月	当社常務執行役員 現在に至る。

■ 取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社で、エンジニアリングの分野に豊富な経験と実績を有しております。2023年からグループ技術本部長として、現在は、常務執行役員CTOグループ技術本部長として、経営戦略等に必要な設備投資の計画・実行や生産・設備管理、技術支援等に取り組む等、当社の経営を担っております。これらのことから、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献に期待ができるため、新たに取締役候補者いたしました。

■ その他特記事項

・ 田熊聡氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

なが い せい こ
長井 聖子 (1960年6月22日生)

- 所有する当社の株式の数 7,400株
- 取締役在任年数（本総会終結時） 4年
- 取締役会出席状況 15回/15回（100%）



再任

女性

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月	日本航空株式会社入社	2019年6月	新明和工業株式会社 社外取締役
2008年4月	同社機内販売グループ長		現在に至る。
2012年4月	株式会社ジャルエクスプレス 客室部室長	2021年6月	当社社外取締役
2014年10月	日本航空株式会社羽田第4客室 乗員室長		現在に至る。
2015年4月	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授		
	現在に至る。		

■ 重要な兼職の状況

学校法人関西外国語大学外国語学部教授、新明和工業株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手航空会社で主に顧客サービスに従事し、現在は、大学教授として研究と学生の教育に携わっており、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。当社の経営に対して、上記を含む多角的な観点から、経営と独立した立場でご意見を表明していただいております。社外取締役として適任であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といいたしました。選任後は引き続き、上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

■ その他特記事項

- ・長井聖子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・長井聖子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、長井聖子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ・長井聖子氏が2019年6月から社外取締役として在任しております新明和工業株式会社において、2023年9月、機械式駐車装置の販売に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、2025年3月、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、2024年11月には、特装車の架装物等の販売価格の決定に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受けました。同氏は不適切な事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんが、同社の取締役会において、ガバナンスの重要性やコンプライアンスの徹底についての発言を行うなど、その職責を果たしております。

候補者番号

7

お がわ ひろ みち
小川 広通 (1958年11月18日生)

- 所有する当社の株式の数 3,200株
- 取締役在任年数（本総会最終時） 3年
- 取締役会出席状況 15回/15回（100%）



再任

男性

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	三菱商事株式会社入社	2014年4月	同社理事
1998年6月	日糧製パン株式会社取締役		生活産業グループCEOオフィス室長
2004年4月	株式会社ローソン執行役員	2017年4月	伊藤ハム米久ホールディングス株式会社顧問
2004年9月	同社常務執行役員	2017年6月	同社取締役会長
2005年11月	三菱商事株式会社 ローソン事業ユニットマネージャー	2022年6月	当社社外取締役 現在に至る。
2006年4月	同社リテイル事業 ユニットマネージャー		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

総合商社における豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に加え、小売業や食料品メーカーにおいて長く経営に携わり、ガバナンス体制の強化に実績を有し、経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対して、上記を含む多角的な観点から、経営と独立した立場でご意見を表明していただき、社外取締役として適任であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は引き続き、上記の役割を果たしていただくことを期待しております。

■ その他特記事項

- ・小川広通氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・小川広通氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、小川広通氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

8

ふくだ さちこ
福田 佐知子 (1962年7月15日生)

- 所有する当社の株式の数 1,100株
- 取締役在任年数 (本総会最終時) 1年
- 取締役会出席状況 11回/11回 (100%)



略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|----------------------------|---------|--|
| 1987年4月 | 港監査法人
(現有限責任あずさ監査法人) 入所 | 2024年4月 | リョーサン菱洋ホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)
現在に至る。 |
| 1990年3月 | 公認会計士登録 | | |
| 2001年10月 | 弁護士登録
公認会計士再登録 | 2024年6月 | 当社社外取締役
現在に至る。 |

■ 重要な兼職の状況

千葉市民協同法律事務所代表弁護士、公認会計士福田佐知子事務所所長、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員)、習志野市代表監査委員

再任

女性

社外取締役

独立役員

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士及び弁護士として、財務・会計・法務に関して豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有し、主に企業再生に注力するとともに、長く人権擁護委員を務める等、サステナビリティに関する豊富な経験も有しております。当社の経営に対して、上記を含む多角的な観点から、経営と独立した立場でご意見を表明していただいております。社外取締役として適任であると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は引き続き、上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

■ その他特記事項

- ・ 福田佐知子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 福田佐知子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・ 当社は、福田佐知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ・ 福田佐知子氏の取締役会出席状況は、2024年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

9

むら き あつ こ
村木 厚子 (1955年12月28日生)

■ 所有する当社の株式の数

0株



新任

女性

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月	労働省（現厚生労働省）入省	2016年6月	伊藤忠商事株式会社社外取締役
2005年10月	同省大臣官房政策評価審議官	2017年6月	SOMPOホールディングス株式会社社外監査役
2006年9月	同省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）	2018年6月	住友化学株式会社社外取締役 現在に至る。
2008年7月	同省雇用均等・児童家庭局長	2019年6月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
2010年9月	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）		
2012年9月	厚生労働省社会・援護局長		
2013年7月	同省厚生労働事務次官		
2015年10月	退官		

■ 重要な兼職の状況

住友化学株式会社社外取締役、公益財団法人全国老人クラブ連合会会長、社会福祉法人全国社会福祉協議会会長、社会福祉法人中央共同募金会会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

行政官として、特に厚生労働省において社会福祉・社会保障等の向上・増進や働く環境の整備・人材の育成を総合的・一体的に推進する等、豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。当社の経営に対して、上記を含む多角的な観点から、経営と独立した立場でご意見を表明していただくことができ、社外取締役として適任であると判断したため、新たに社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の役割を果たしていただくことを期待しております。なお、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

■ その他特記事項

- ・村木厚子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・村木厚子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、村木厚子氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- ・村木厚子氏が2017年6月から2021年6月まで社外監査役及び社外取締役として在任しておりましたSOMPOホールディングス株式会社（以下「SOMPOホールディングス」）の子会社は、2024年1月、金融庁より自動車保険金不正請求への対応等に関し業務改善命令を受けました。また、親会社であるSOMPOホールディングスにおいても、子会社に対する経営管理等に関し業務改善命令を受けました。同氏は、子会社における不適切な事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。SOMPOホールディングス 在任中は、監査役会及び取締役会においてグループガバナンスの重要性や法令遵守の徹底についての発言を行うなど、社外監査役、社外取締役としての職責を果たしておりました。

(注) 1. 責任限定契約の締結

当社は、社外取締役長井聖子氏、小川広通氏及び福田佐知子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、各氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。また、村木厚子氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約の締結を予定しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の締結

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為その他法令違反行為や故意行為に起因する損害は填補しないこととなっております。候補者各氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しており、2025年10月に同内容での更新を予定しております。

<ご参考> 取締役会のスキルマトリックス

経営戦略の実現に向けて、取締役会が適切な経営判断を行い、監督機能において高い実効性を発揮するために、取締役会として特に必要なスキルで構成しています。

各スキルの定義は次のとおりです。

スキル	定義
企業経営	企業の持続性や経営戦略の実現に必要な、基本的なマネジメントスキル
財務・会計 資本戦略	財務面から経営状況を把握し問題提起する、資本効率向上を実現するスキル
イノベーション ものづくり	非連続成長のための革新的な発想や技術を創造する、それを形にするスキル
マーケティング ブランディング 市場構造	ニーズを先取りし、製品やサービスを差別化する、新たなビジネスモデルを構築するスキル
事業ポートフォリオ転換 生産体制構築	事業の構築や組み換えを行う、最適な体制のもと安定・効率的な生産に結びつけるスキル
グローバル	グローバルな視点で問題提起や意思決定を行うスキル
人的資本 DX	多様な人材の育成・活用やデジタル化の推進により業務プロセスを変革するスキル
サステナビリティ ESG	企業経営の基盤であり、持続性の上でも不可欠な、環境・社会・ガバナンスに関するスキル
法務 コンプライアンス リスクマネジメント	法務面から企業活動の監督やリスクに対する予見・提言を行うスキル

選任後の経営体制

氏名 当社における地位		加来正年 代表取締役 会長	磯野裕之 代表取締役 社長執行役員	鎌田和彦 代表取締役 副社長執行役員	長谷部明夫 取締役 専務執行役員	田熊聡 取締役 常務執行役員	長井聖子 社外取締役 (独立役員)	小川広通 社外取締役 (独立役員)	福田佐知子 社外取締役 (独立役員)	村木厚子 社外取締役 (独立役員)
特に期待される役割	企業経営	●	●	●	●			●		
	財務・会計 資本戦略		●	●				●	●	
	イノベーション ものづくり	●	●			●				
	マーケティング ブランディング 市場構造	●		●	●		●	●		
	事業ポートフォリオ 才転換 生産体制構築	●	●	●	●	●				
	グローバル		●		●	●				
	人的資本 DX	●		●		●	●			●
	サステナビリティ ESG		●	●			●		●	●
	法務 コンプライアンス リスクマネジメント		●	●					●	●

(注) 取締役各氏に対して、特に期待される役割を記載しており、各氏が有している全ての能力を表すものではありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役山下富弘氏、千森秀郎氏及び関口典子氏の任期が満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者につきましては、当社の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、指名委員会での審議を経て、取締役会にて決定しており、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

<ご参考>

当社の監査役の指名方針及び社外役員の独立性基準は、インターネット上の当社ウェブサイト「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(<https://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>)に掲載しております。



候補者番号

1

そう ま はる こ
相馬 治子 (1964年7月11日生)

■ 所有する当社の株式の数

61,945株



新任

女性

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2018年4月	同社富士宮工場長
2012年4月	王子ネピア株式会社品質保証部長	2023年4月	同社執行役員富士宮工場長
2014年4月	同社マーケティング本部商品開発部長		現在に至る。
2015年9月	同社ハウスホールド開発センター副センター長		

■ 監査役候補者とした理由

当社及びグループ会社で研究開発や品質保証、商品開発を経験し、現在は、王子ネピア株式会社執行役員富士宮工場長として、同社の技術力の向上に努めるなど、その役割を適切に果たしております。これらのことから、監査役としての職務を適切に遂行でき、監査役として適任であると判断したため、新たに監査役候補者いたしました。

■ その他特記事項

- ・相馬治子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・相馬治子氏の戸籍上の氏名は、百間治子氏であります。

候補者番号

2

ち もり ひで ろう
千森 秀郎 (1954年5月24日生)

- 所有する当社の株式の数 2,600株
- 監査役在任年数 (本総会終結時) 4年
- 取締役会出席状況 15回/15回 (100%)
- 監査役会出席状況 13回/13回 (100%)



再任

男性

社外監査役

独立役員

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1983年4月	弁護士登録	2019年6月	ローム株式会社 社外取締役 (監査等委員)
2002年6月	オムロン株式会社社外監査役		現在に至る。
2006年6月	株式会社ダスキン社外監査役	2021年6月	当社社外監査役 現在に至る。
2016年6月	株式会社神戸製鋼所 社外取締役 (監査等委員)		
	ローム株式会社社外監査役		

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人三宅法律事務所パートナー、ローム株式会社社外取締役 (監査等委員)

■ 社外監査役候補者とした理由

弁護士として、特に企業法務・コーポレートガバナンスの分野において豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。上記を含む多角的な観点から、ご意見を表明していただき、社外監査役として適任であると判断したため、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

■ その他特記事項

- ・千森秀郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・千森秀郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- ・当社は、千森秀郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

3

ふくち けいこ
福地 啓子 (1959年1月7日生)

■ 所有する当社の株式の数

0株



新任

女性

社外監査役

独立役員

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1981年4月	東京国税局入局	2020年6月	川田テクノロジー株式会社社外取締役 (監査等委員)
2008年7月	税務大学校教授		現在に至る。
2013年7月	国税庁長官官房国際企画官		あすか製薬株式会社社外監査役
2017年7月	国税庁長官官房厚生管理官	2021年4月	あすか製薬ホールディングス株式会社社外監査役
2018年3月	金沢国税局長		現在に至る。
2019年7月	退官		
2019年8月	税理士登録		

■ 重要な兼職の状況

福地啓子税理士事務所代表、川田テクノロジー株式会社社外取締役 (監査等委員)、あすか製薬ホールディングス株式会社社外監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

行政官として、国税当局において、長年、税務に関する業務に従事し、現在は、税理士として、税務・財務・会計に関する豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識を有しております。上記を含む多角的な観点から、ご意見を表明していただくことができ、社外監査役として適任であると判断したため、新たに社外監査役候補者といたしました。なお、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

■ その他特記事項

- ・ 福地啓子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 福地啓子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- ・ 当社は、福地啓子氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(注) 1. 責任限定契約の締結

当社は、監査役千森秀郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、同氏が選任された場合、当該契約の継続を予定しております。また、相馬治子氏及び福地啓子氏が選任された場合、当社は両氏との間で同様の責任限定契約の締結を予定しております。

2. 役員等賠償責任保険契約の締結

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為その他法令違反行為や故意行為に起因する損害は填補しないこととなっております。候補者各氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しており、2025年10月に同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件

1. 提案の内容

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」につきましては、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下も同様。）に対する報酬として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を、株主の皆様のご承認をいただき（なお、かかるご承認の決議を以下「前回決議」という。）導入しております。

現在の本制度の概要につきましては、業績・財務目標等の基準に応じて付与されたポイントの数に応じて、取締役退任時に信託を介して当社の普通株式（以下「当社株式」という。）の交付を受ける、というものです。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも、株主の皆様と共有することで、より中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、本制度に基づく当社株式の交付時期を在任時としたうえで当該当社株式に退任（取締役の地位でなくなることをいう。以下も同様。）までの間の譲渡制限を付し、また、当社が拠出する金銭の上限を現在の金6億円から金7.5億円に、1事業年度当たりのポイントは、現在の57万ポイントから58万ポイントとし、更なるインセンティブ効果の向上のため、改定することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、以下3.及び4.の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

2. 本議案を相当とする理由

本議案は、2021年6月29日開催の第97回定時株主総会においてご承認いただきました社外取締役を含む取締役の報酬の限度額（年額8億円以内（うち、社外取締役年額1億円以内））とは別枠で、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」という。）の間に在任する取締役に対して、改定後の本制度による報酬を支給するものです（ただし、下記3.（2）のとおり、対象期間を延長することがあります。）。

本議案は、本制度導入の目的を達成するために必要かつ合理的な内容になっているため、その内容は相当なものであると判断しております。

なお、本制度を改定することについては、報酬委員会での審議を経て、取締役会にて決定しており、本議案をご承認いただきました場合、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を、報酬委員会での審議を経て、取締役会で改定します。具体的には、固定報酬の支給割合を引き下げ、業績と連動する賞与及び株式報酬の支給割合を増やすことといたします。

また、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

3. 本制度における報酬等の額・内容等

改定後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2016年の本制度導入時に設定済み。以下「本信

託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
②	対象期間	2026年3月末日で終了する事業年度から 2028年3月末日で終了する事業年度まで
③	②の対象期間3事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金7.5億円
④	当社株式の取得方法	当社の自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり58万ポイント
⑥	ポイント付与基準	役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	各ポイント付与日（原則として、各評価対象期間（2026年3月末日で終了する事業年度以降の各事業年度）終了直後の6月）以降、所定の期間内（原則として、ポイント付与日と同事業年度内）
⑧	4.に定める譲渡制限契約における譲渡制限期間	原則として、当社株式の交付を受けた日から退任する日まで

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、前回決議に基づき、本信託（上記のとおり設定済み。）に係る信託期間を延長してきましたが、対象期間中に、本信託に対し、本議案による改定後の本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、合計金7.5億円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭を含む。）を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により、追加取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下も同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該再延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金2.5億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間の延長によりポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時にお

いて、本議案による改定前の本制度に基づき既にポイントを付与されているものの未だ株式を交付されていない取締役がある場合には、当該取締役に対して当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として、各評価対象期間終了直後の6月）において、役位等に応じて定める数に業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数のポイントを付与するものとします。なお、かかる業績連動指標及び業績連動係数のレンジは当社の取締役会において決定するものとしませんが、当初の評価対象期間における業績連動指標は、財務指標と非財務指標それぞれを中期経営計画に連動させて設定し、業績連動係数のレンジは0%から150%までとします。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり58万ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、取締役が解任された場合等には、それまでに付与されたポイントの全部又は一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、各評価対象期間に対する報酬としてのポイントの付与を受ける都度、下記4.の譲渡制限契約を当社と締結すること、その他所定の受益者確定手續を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、行使しないものとします。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

4. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、2026年3月末日で終了する事業年度以降に対する報酬として

上記3. (3) ①により付与されたポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします。

ただし、株式交付時点において取締役が既に退任している場合には、本譲渡制限契約を締結せずに、譲渡制限が付されていない当社株式を交付します。また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

- ① 取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
- ② 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
 - i) 取締役が所定の刑事罰に処せられた場合
 - ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - iii) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合
- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。
 - i) 取締役において、当社及び当社子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
 - ii) 取締役において、法令、当社グループの内部規程又は本譲渡制限契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合
 - iii) 取締役において、その行為が当社グループの名誉を毀損し、あるいは当社グループに著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、ii)において当社の株主総会による承認を要さない場合及びvi)においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記（1）にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除さ

れるものとする。

- i)当社が消滅会社となる合併契約
合併の効力発生日
- ii)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。）
会社分割の効力発生日
- iii)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画
株式交換又は株式移転の効力発生日
- iv)株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本交付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）
株式併合の効力発生日
- v)当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得
会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi)当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）
会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

第5号議案 監査役の報酬限度額改定の件

当社の監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会において、年額97百万円以内としてご承認をいただき今日に至っております。

この間、経済情勢が大きく変動したこと、コーポレートガバナンスの体制を有効に機能させるために監査役を4名から5名に増員しており、また、監査役に期待される役割や責務が増大していること、今後も適切な人材を安定的、機動的に確保していくことを目的に、監査役の報酬限度額を年額120百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）であり、第3号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）となります。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

2024年度（当期）の売上高は、Walki社の買収・連結子会社化や、サイクロン被災の影響により生産を停止していたニュージーランドのPan Pac社が段階的に復旧し、2024年11月には全ての生産ラインが稼働再開したこと等により、前期を1,530億円(9.0%)上回る18,493億円となり、海外売上高比率は前期を5.9ポイント上回る40.8%となりました。

営業利益は、海外でのパルプ市況良化や、販売数量の増加はあったものの、物流費や人件費等のコスト上昇等により、前期を49億円(△6.8%)下回る677億円となりました。

経常利益は、外貨建債権債務の評価替えによる為替差損の発生等により、前期を174億円(△20.3%)下回る686億円となりました。

税金等調整前当期純利益は、経常利益の減益に加え、特別損失にニュージーランドにおける段ボール原紙事業の見直し等に伴う事業構造改善費用108億円等を計上したものの、特別利益に政策保有株式等の売却に伴う投資有価証券売却益262億円や退職給付信託拋出株式の見直しに伴う退職給付信託返還益85億円等を計上したことにより、前期を68億円(8.7%)上回る844億円になりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期を46億円(△9.1%)下回る462億円となりました。

売上高

18,493億円 (前期比：9.0%増)

営業利益

677億円 (前期比：6.8%減)

経常利益

686億円 (前期比：20.3%減)

親会社株主に帰属する当期純利益

462億円 (前期比：9.1%減)

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区分	売上高	営業利益
生活産業資材 (百万円)	832,726 (前期比 4.3%増)	8,467 (前期比 60.1%減)
機能材 (百万円)	236,376 (前期比 3.9%増)	9,645 (前期比 6.3%増)
資源環境ビジネス (百万円)	392,346 (前期比 9.1%増)	30,505 (前期比 55.8%増)
印刷情報メディア (百万円)	293,195 (前期比 2.1%減)	8,606 (前期比 48.7%減)
その他 (百万円)	422,804 (前期比 33.8%増)	9,170 (前期比 58.4%増)
計 (百万円)	2,177,449 (前期比 8.8%増)	66,396 (前期比 8.4%減)
調整額 (百万円)	△328,184 (—)	1,289 (—)
合計 (百万円)	1,849,264 (前期比 9.0%増)	67,686 (前期比 6.8%減)

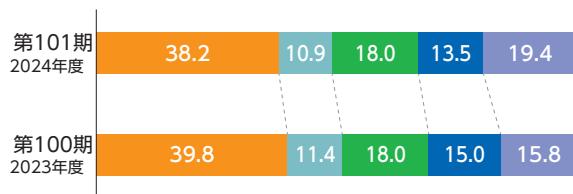
- (注) 1. 調整額は、主として内部取引に関わるものです。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

■ 事業部門別売上高構成比

(単位：%)

生活産業資材 機能材 資源環境ビジネス
印刷情報メディア その他



■ 事業部門別営業利益構成比

(単位：%)

生活産業資材 機能材 資源環境ビジネス
印刷情報メディア その他



(注) 事業部門別の売上高及び営業利益構成比 (%) は、調整額 (内部取引に関わる調整額等) を除いて計算しております。



生活産業資材

主要な事業

段ボール原紙・加工、白板紙・紙器、
包装用紙・製袋、家庭紙、紙おむつ

売上高 832,726百万円 (前期比: 4.3%増)

営業利益 8,467百万円 (前期比: 60.1%減)

国内事業では、白板紙や包装用紙は需要回復により、売上高は前年に対し増収となりました。また、紙おむつの売上高は、大人用おむつは新規顧客獲得により前年に対し増収となりましたが、子供用おむつが2024年9月をもって国内事業から撤退したことを受け減収となりました。

海外事業では、段ボール原紙は為替影響等により、段ボールは東南アジアにおける更なる事業拡大の一環としてベトナムで新工場を立ち上げたこと等により、売上高は前年に対し増収となりました。



生活産業資材製品群



機能材

主要な事業

特殊紙、感熱紙、粘着、フィルム

売上高 236,376百万円 (前期比: 3.9%増)

営業利益 9,645百万円 (前期比: 6.3%増)

国内事業では、特殊紙は戦略商品である通販向けヒートシール紙、非フッ素耐油紙等の拡販や、半導体関連の需要回復、価格修正等により、売上高は前年に対し増収となりました。感熱紙は堅調な需要により、売上高は前年に対し増収となりました。

海外事業では、緩やかな需要回復により、売上高は前年に対し増収となりました。



ヒートシール紙



非フッ素耐油紙



紙製農業用マルチシート



資源環境ビジネス

主要な事業
パルプ、エネルギー、
植林・木材加工

売上高 392,346百万円 (前期比: 9.1%増)

営業利益 30,505百万円 (前期比: 55.8%増)

国内事業では、パルプ事業は溶解パルプ市況の良化、円安影響により増収となりましたが、エネルギー事業において販売電力量が減少し、売上高は前年に対し減収となりました。

海外事業では、サイクロンの影響により停止していたニュージーランドのPan Pac社の復旧が進んだことにより、売上高は前年に対し増収となりました。

KTH山林 (インドネシア)



セニブラ社 パルプ船積み (ブラジル)



印刷情報メディア

主要な事業
新聞用紙、印刷・出版・情報用紙

売上高 293,195百万円 (前期比: 2.1%減)

営業利益 8,606百万円 (前期比: 48.7%減)

国内事業では、新聞用紙、印刷・情報用紙は需要の減少傾向が継続しており、売上高は前年に対し減収となりました。

海外事業では、江蘇王子製紙において、生産効率の向上に伴う生産量増加により、売上高は前年に対し増収となりました。



印刷情報メディア製品群



その他

主要な事業
商事、サステナブルパッケージング、
物流、エンジニアリング、
不動産、液体紙容器 他

売上高 422,804百万円 (前期比: 33.8%増)

営業利益 9,170百万円 (前期比: 58.4%増)

その他につきましては、2024年4月に、脱プラスチックの分野で最先端の原料加工技術を保有するフィンランドのWalki社を子会社化したことなどにより、増収となりました。

(注) サステナブルパッケージング・液体紙容器事業につきましては、2025年度から生活産業資材に変更しております。

事業報告

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第97期 2020年度	第98期 2021年度	第99期 2022年度	第100期 2023年度	第101期 2024年度
売上高 (百万円)	1,358,985	1,470,161	1,706,641	1,696,268	1,849,264
営業利益 (百万円)	84,793	120,119	84,818	72,600	67,686
経常利益 (百万円)	83,061	135,100	95,008	85,987	68,568
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	49,635	87,509	56,483	50,812	46,171
1株当たり当期純利益 (円)	50.13	88.35	57.00	51.31	47.34
総資産 (百万円)	1,981,438	2,053,752	2,296,018	2,442,482	2,635,030
純資産 (百万円)	865,606	875,470	964,564	1,095,597	1,132,791
1株当たり純資産 (円)	758.28	859.29	945.27	1,083.13	1,177.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で除して算出しております。なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数で除して算出しております。なお、期末発行済株式数については自己株式数を控除しております。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

<ご参考>

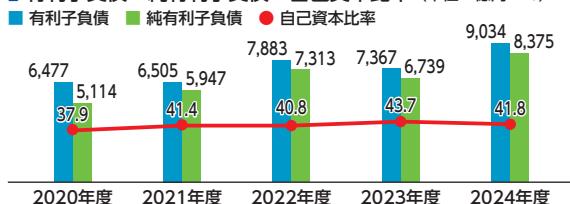
■ 売上高・海外売上高比率 (単位: 億円・%)



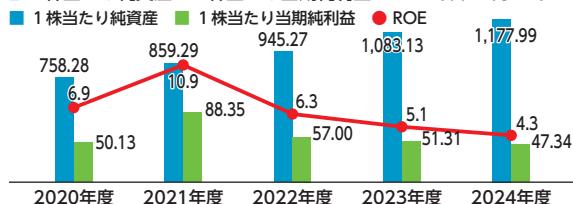
■ 営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・売上高営業利益率 (単位: 億円・%)



■ 有利子負債・純有利子負債・自己資本比率 (単位: 億円・%)



■ 1株当たり純資産・1株当たり当期純利益・ROE (単位: 円・%)



(3) 企業集団の対処すべき課題（経営方針・経営戦略等）

当社グループは、「革新的価値の創造」、「未来と世界への貢献」、「環境・社会との共生」を経営理念とし、新たな未来を支えるモノづくり、持続可能な社会への貢献に取り組んでいます。

また、企業存続の根幹である「コンプライアンス・安全・環境」を経営の最優先・最重要課題と位置付け、企業としての社会的責任を果たすための法令遵守、労働災害リスク撲滅、環境事故防止等を全役員・全従業員へ確実に浸透させる取り組みを続けています。

経営理念を踏まえ、当社グループのあるべき姿として、「森林を健全に育て、その森林資源を活かした製品を創造し、社会に届けることで、希望あふれる地球の未来の実現に向け、時代を動かしていく」という当社グループの存在意義（パーパス）を策定しています。

当社グループのあるべき姿の実現に向け、「成長から進化へ」を基本方針とする2030年までの長期ビジョンを策定し、「環境問題への取り組み」、「収益向上への取り組み」、「製品開発への取り組み」を掲げ、企業価値の向上に取り組むことで、2030年度までに連結売上高2.5兆円以上を目指し、また、2030年度に2018年度対比で温室効果ガス排出量70%以上の削減を目標とする「環境行動目標2030」を達成し、企業価値の向上と社会への貢献をしていくことを目指してまいりました。

この2030年度までの長期ビジョンのマイルストーンとして策定した2022年度から2024年度を対象とする中期経営計画（2024年度目標 連結営業利益1,500億円以上、連結純利益（「親会社株主に帰属する当期純利益」を指し、以下同じ）1,000億円以上<安定的に1,000億円以上を継続> 等）につきましても、原燃料価格や人件費、物流費等の高騰など厳しい事業環境の中、価格改定や事業構造の見直しを進めてまいりましたが、特に海外事業で収益が大きく未達となり、さらにニュージーランドのPan Pac社のサイクロン被災の影響もあって、2024年度連結営業利益677億円、連結純利益462億円と、計画を大きく下回りました。

厳しい事業環境、不透明な社会環境においても、企業の社会的・経済的価値を持続的に増大させることができる企業グループに進化していくため、2027年度をターゲットとする新中期経営計画（中期経営計画2027）の策定を進めています。資本効率を意識したBS経営へ転換すること、また成長性のある新たな事業領域に進出していくことを基本方針とし、資本効率向上やポートフォリオ転換といった取り組みを進めてまいります。

・資本効率向上

期待収益額よりも収益率や資本効率の向上を意識した事業運営を行っていきます。投資基準を厳格に定め、収益性・資本効率の高い事業構成に進化させていきます。また、保有株式の縮減などにより、資産のスリム化を進めます。2024年11月に、当社が保有する政策保有株式に加え、当社グループ会社の退職給付に対し積立超過となっている退職給付信託株式を見直すこととし、2027年度までに総額700億円縮減することを発表しましたが（2024年度縮減 政策保有株式289億円、退職給付信託株式138億円）、策定を進めている新中期経営計画では、さらに縮減を進めます。さらに、資本効率の向上にむけ、自己資本と有利子負債のバランスを見直し、株主還元の実現を図ります。配当性向は2025年度から50%とします。2024年12月には、2026年度末までに1,000億円の自己株式を取得することを発表しましたが（2024年度取得293億円）、500億円積み増し、2024年度から2027年度までに1,500億円取得します。

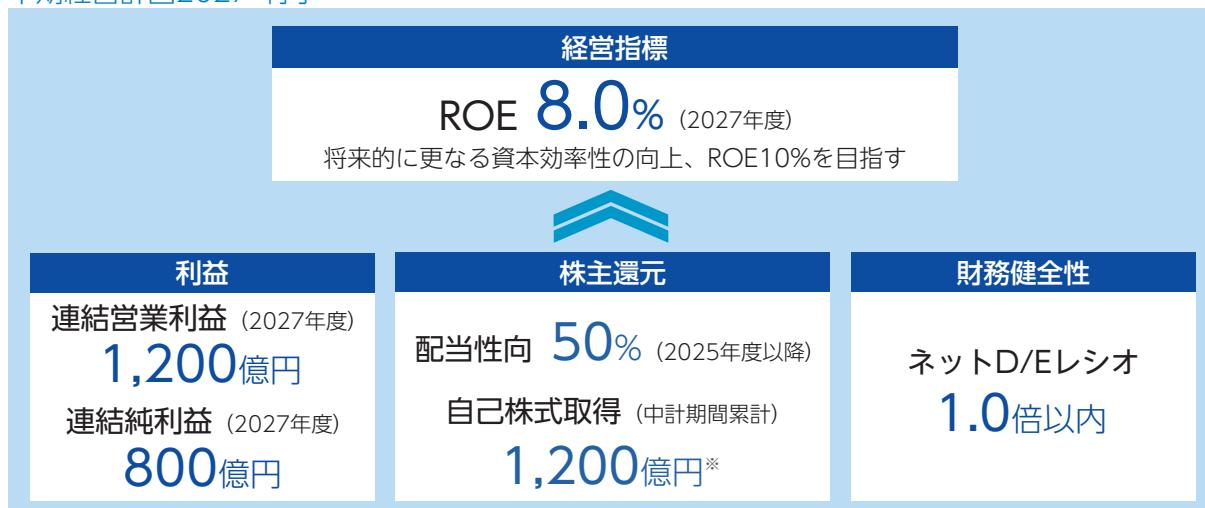
事業報告

・ポートフォリオ転換

印刷用紙などの需要の減退が進む中、成長性のある事業やエリアへの進出を加速します。木質由来でリサイクル性が高いサステナブルな素材である紙の強みを活かし、プラスチック包装から代替可能な紙包装などの新製品を拡充し、環境に配慮したいお客様の需要に応じてまいります。また、木質から付加価値の高い新たな素材を生み出す木質バイオマスビジネスを推進し、将来的には多くの製品を事業化し、当社の新たな柱に育てていきます。一方で、不採算事業の撤退基準を厳格化し、健全で強靱な事業ポートフォリオへの転換を実現します。

これらの取り組みを通じて、2027年度に連結営業利益1,200億円、連結純利益800億円、ROE8%を達成します。将来的には、木質バイオマスビジネスなど新事業の拡大により、さらなる利益の拡大、ROE10%を目指します。

中期経営計画2027 骨子



※2024年度以降の累計1,500億円（公表済1,000億円、追加500億円）

(木質バイオマスビジネス・サステナブル素材開発の取り組み)

創業当時から紙づくりや森づくりで培ってきた多様なコア技術と、国内外に保有する豊富な森林資源を活用することにより、当社グループならではの新たな価値を創造し、社会的課題を解決するためにイノベーションを推進しています。

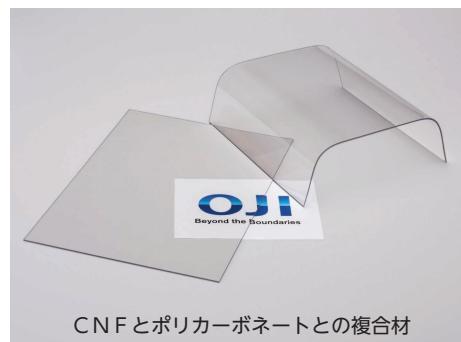
木質由来の新素材として、セルロースナノファイバー（CNF）は、現在技術面で様々な試みを進めており、化粧品や塗料用途、卓球ラケットなどで実用化されたほか、フィルター事業製品の全熱交換エレメントへの採用、天然ゴムやポリカーボネートとの複合材の開発や燃料電池部材の開発など、新しい用途の探索、実用化を進めており、さらに、CNFの新たな機能開発に取り組んでいます。また、セルロース素材を効果的に活用するため、大型の自動車用内装材などに使われるセルロース樹脂ペレットの商品化を進めています。さらに、脱炭素化を目的として、木質由来の「糖液」や「エタノール」の製造に取り組んでいます。木質由来の糖液は、バイオマスプラスチックや合成繊維等の様々なバイオものづくりの基幹原料としてニーズの拡大が見込まれ、木質由来のエタノ

ールは、持続可能な航空燃料（SAF）や基礎化学品製造の原料として期待されています。2024年12月には王子製紙米子工場内に製紙工場のインフラを活用した国内最大級の木質由来糖液のパイロット製造設備（3,000 t/年）を立ち上げ、2025年3月には木質由来エタノールのパイロット製造設備（1,000kL/年）を立ち上げました。今後は量産化設備の設置に向けて、操業条件や製造コストの最適化を行い、既存の製紙工場をバイオものづくり工場へ転換するとともに、バイオものづくり製品の社会実装に注力してまいります。さらに、今般、原料に木質バイオマスを採用し、PFAS不使用（有機フッ素化合物を含まない）で、さらなる微細化を実現する次世代半導体向けEUV（極端紫外線）用バイオマスレジストの製品開発も進めています。

メディカル&ヘルスケア領域については、木材の主要成分分を利用することで、動物由来に依存する課題を回避できる医薬品の開発に取り組んでいます。2024年7月には、王子ファーマが「第一種医薬品製造販売業許可」と「第二種医薬品製造販売業許可」を取得しました。2025年2月には、メディカル事業の幅を広げるため、希少疾患であるホモシスチン尿症治療薬の国内における後発医療用医薬品の製造販売承認申請を行いました。また、創薬における動物実験の回避や再生医療の促進を目指し、細胞培養基材の開発にも注力しております。さらに、医薬品や化粧品、食品向けに幅広く使用されている薬用植物「甘草（カンゾウ）」についても大規模栽培技術を確認し、輸入品に依存せずに国産化することで、高いトレーサビリティと安全・安心を確保した持続可能なビジネスを進めていきます。



木質由来
医薬品



さらなるサステナブル素材として、ポリ乳酸のラミネート紙やポリ乳酸フィルムなどの商品化を進めています。2024年5月にポリ乳酸合成のベンチプラントが運転を開始し、今般、世界に先駆けて木質（非可食原料）由来のポリ乳酸の製造技術を確立しています。また、現行の紙リサイクルシステムでも再生が容易な紙コップ原紙を開発しています。なお、当社グループでは、主に焼却処分（サーマルリサイクル）されていた、プラスチックラミネート加工が施された使用済の紙コップやアルミ付きの紙容器を回収し、効率的に繊維（パルプ）分を回収するシステムを開発しました。紙コップ・紙容器の製造者や消費者と連携し、段ボールやペーパータオル等へのマテリアルリサイクルに取り組み、循環型経済（サーキュラーエコノミー）の実現に貢献していきます。

(サステナビリティへの取り組み)

当社は、「環境行動目標2030」に基づき、石炭使用量ゼロに向けた燃料転換、再生可能エネルギーの利用拡大による温室効果ガス排出量削減や、植林地を取得・拡大し、有効活用することにより森林による二酸化炭素純吸収量の拡大を進めてまいりました。現在、2040年をターゲットにした「環境行動目標2040」の策定を進めております。引き続き、カーボンニュートラルへの挑戦を続けていきます。

事業報告

また、当社グループの事業の核は、大切な財産である「森林」です。森林を適切に育て、管理することは、二酸化炭素の吸収固定や生物多様性保全、水源涵養、土壌保全等、森林が持つ様々な公益的機能を高めることにつながり、森林資源を活用した製品群は、化石資源由来の素材・製品を置き換えていくことが可能です。当社は国内社有林の経済価値評価を実施し、2024年9月に価値総額が年間約5,500億円に達するという結果を公表しました。自然資本会計の時代へ向け、これからもネイチャーポジティブ経営を進化させてまいります。

(事業別の取り組み)

(a) 生活産業資材

・産業資材（段ボール原紙・段ボール加工事業、白板紙・紙器事業、包装用紙・製袋事業、液体紙容器事業）

国内市場では、当社グループが持つ多様なパッケージング製品の品揃えを活かし、グループ連携を強化してお客様の期待に応えることで、販売拡大に努めます。生産体制の効率化や原紙加工一貫生産化を進めるとともに、M&Aや生産拠点再編により、需要に見合った最適生産体制の構築を進めます。

海外市場のうち東南アジアでは、当社の多様な生産拠点が連携し、お客様に最適化したソリューションを提供することでさらなる販売拡大を目指します。段ボール需要の伸びが期待されるインドでは、さらなる事業拡大を目指すとともに、他の包装資材の拡大も進めてまいります。一方で、ニュージーランドでは、事業環境の変化を受け、2024年12月に段ボール原紙製造設備を1台停止し、2025年6月にさらに1台停止予定です。ヨーロッパでは、脱プラスチック包装の分野で最先端の原料加工技術を保有するフィンランドのWalki社、液体紙包装紙や充填機を製造販売するイタリアのIPI社を中心に、サステナブルパッケージ事業をグローバルに拡大していきます。

・生活消費財（家庭紙事業、紙おむつ事業）

王子ネピアでは、マーケティング戦略を通じて「nepia」ブランドのより一層の醸成を図るとともに、「人と地球に、ここちいい。」、人々の暮らしと環境に寄り添う製品づくりを行っています。

家庭紙事業では、2024年7月に敏感肌に優しい“デリケートケアトイレットロール”という新しいコンセプトの「からだ想いのトイレットロール」、10月にコンパクト設計でフタつきのウェットティッシュ「ネピア wetomo」を発売、2025年3月からはティッシュの枚数や厚みをそのままにボックスティッシュの箱サイズコンパクト化を進めています。今後も、お客様に寄り添う製品づくりを通じて、事業拡大を目指してまいります。

紙おむつ事業では、2024年度に国内の子供用おむつの生産販売を終了いたしました。国内では、今後も需要の拡大が予想される大人用おむつに注力していきます。介護・看護の現場に寄り添い、介護・看護をする人・受ける人双方から信頼される製品を供給してまいります。

2025年3月に、王子グループ初のスキンケア製品である洗顔ソープ「ネピア 鼻セレブSKINLISMモイストクリアバー・モイストクレンジングバー」を発売しました。今後も様々なスキンケア製品の発売を計画しており、スキンケアを事業の新たな柱に育ててまいります。

(b) 機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

サステナブル素材及び製品の開発を進めるとともに、市場ニーズを先取りし、お客様の期待を超える製品やサービスを迅速に提供いたします。また、今後も市場拡大が期待されるような新たな事業領域で高付加価値製品を展開することにも積極的に取り組んでいます。

国内では、高機能なサステナブル製品の積極的な開発に継続的に取り組んでいます。2023年に王子エフテックスから販売開始した、非フッ素タイプの耐油紙「O-hajiki（オハジキ）」や、農業用紙製マルチシート「OJIサステナマルチ」は、高い評価をいただいております。今後も販売拡大に努めてまいります。また、王子エフテックス

滋賀工場で、電動車のモーター駆動制御装置のコンデンサに用いられるポリプロピレンフィルムの生産設備増設を進め、2025年1月に4台目の製造設備が稼働しました。今後も需要の動向を見極め、生産体制の増強や高品質化への取り組みを進めてまいります。

海外では、感熱製品の世界市場での拡販と印刷・加工を含めた競争力強化を進めています。より高品質で付加価値の高い感熱紙やラベル製品を開発し、製品の差別化を通じて、既存市場での競争力強化、成長市場での販売拡大を目指してまいります。

(c) 資源環境ビジネス（パルプ事業、植林・木材加工事業、エネルギー事業）

「総合パルプメーカー」として世界的なパルプ事業の拡大・強化に加え、植林・木材加工事業、再生可能エネルギー事業等の拡大に注力しています。また、持続可能な森林の育成・拡大を推進し、その豊富な森林資源を活用して、様々な新しい価値を生み出してまいります。

パルプ事業では、事業基盤強化のため、海外主要拠点での戦略的収益対策を継続して実施しています。また、国内では、成長性のある溶解パルプ事業で増産・拡販を進めるとともに、高付加価値品の生産拡大による収益力向上を図っています。

植林事業では、国内外に保有する社有林において、森林を適切に管理し持続可能な資源活用を図るとともに、森林の成長性向上にも取り組んでいます。2024年7月にはウルグアイにおいて3.5万haの植林地を取得しました。また、2025年3月には森林アセットマネジメント会社New Forests社との提携により、森林投資ファンド「Future Forest Innovation ファンド」を設立しました。本ファンドを通じて、約7万haの植林地の取得を目指しております。「海外植林地面積を40万haへ拡大」という目標に向けて、持続可能な森林資源の取得を推進します。

エネルギー事業では、既存のバイオマス発電事業に加え新たな再生可能エネルギー事業として、社有林地を活用した風力発電事業の検討を進めています。また、国内外の拠点を活かし、エネルギー事業の拡大に合わせたバイオマス燃料の調達・販売強化を進めています。

(d) 印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

需要動向を見極め、引き続きコストダウンを徹底すると同時に、保有するパルプ生産設備・バイオマス発電設備等の資産を最大限有効活用し、当社グループ全体としての最適生産体制再構築等を通じて、収益力・競争力の強化に取り組んでいます。構造的な環境変化から、2024年2月には新聞・印刷用紙生産設備1台、2025年3月には塗工紙・微塗工紙生産設備1台を停止しました。また、王子製紙米子工場では、既存のパルプ生産設備に連続工業プロセスを導入し、高品質な溶解パルプの生産を行っています。今後も、需要に見合った生産体制の最適化を進め、キャッシュフロー経営を徹底していくとともに、森林資源と既存事業のリソースを有効活用したポートフォリオ転換により、カーボンニュートラルな社会の実現へ貢献してまいります。

(e) その他（商事、物流、エンジニアリング、不動産事業、他）

当社は持続可能な社会の構築に貢献すべく、サステナブルな素材である木質資源の有効活用や新規事業の開発を推進し、新しいビジネスモデルの創出に取り組んでいます。

2025年3月に、製薬業界向け微結晶セルロースの製造、販売をグローバルに事業展開する、インドのChemfield社を買収しました。パルプ事業の下流工程にあたる同社を王子グループに加えることで、パルプ加工品の製造販売一貫体制を確立し、高付加価値事業にビジネスを拡大してまいります。

また、資産スリム化の取り組みとして、賃貸不動産の売却検討を進めております。

事業報告

(4) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は1,534億円で、前期に比し340億円増加しました。

当社グループにおいては、経営戦略の遂行に必要な投資、安全、環境、品質改善、省力化及び生産性向上のための工事を継続的に行っております。主な設備投資は次のとおりです。

① 当期中に完成した主要な工事

会社名	工事の内容
王子エフテックス株式会社	コンデンサ用ポリプロピレンフィルム生産設備増設工事（滋賀工場 8FM）
Oji India Packaging Pvt. Ltd.	段ボール新工場建設工事（インド）

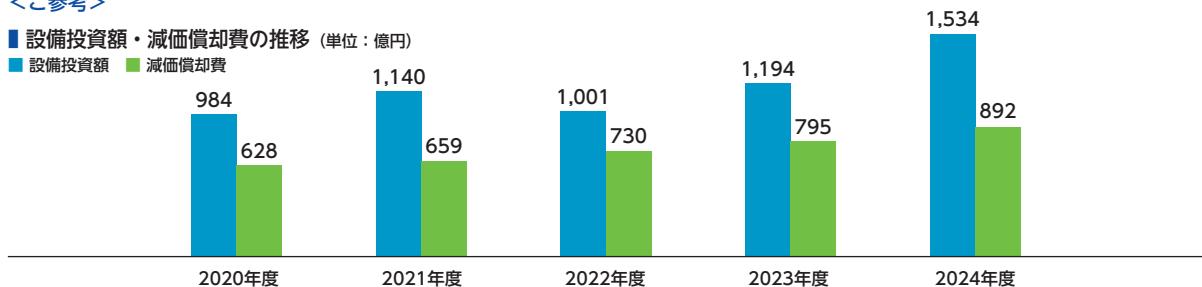
② 当期継続中の主要な工事

会社名	工事の内容
王子ホールディングス株式会社	木質由来エタノール・糖液製造パイロット設備建設工事（王子製紙米子工場内）

<ご参考>

■ 設備投資額・減価償却費の推移（単位：億円）

■ 設備投資額 ■ 減価償却費



(5) 企業集団の主要な事業内容

(2025年3月31日現在)

区分	主要な事業内容
生活産業資材	段ボール原紙・段ボール加工事業、白板紙・紙器事業、包装用紙・製袋事業、家庭紙事業、紙おむつ事業
機能材	特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業
資源環境ビジネス	パルプ事業、エネルギー事業、植林・木材加工事業
印刷情報メディア	新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業
その他	商事、サステナブルパッケージング事業、物流、エンジニアリング、不動産事業、液体紙容器事業 他

(注) その他のサステナブルパッケージング・液体紙容器事業につきましては、2025年度から生活産業資材に変更しております。

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

主要な拠点	
本 社	東京都中央区
研 究 所	東京都江東区、滋賀県湖南市 他

② 子会社

「(8) 重要な子会社の状況」の表に記載しております。

(7) 企業集団の従業員の状況 (2025年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減
生活産業資材	18,268名	742名減
機能材	4,888名	114名減
資源環境ビジネス	8,559名	49名増
印刷情報メディア	2,948名	71名増
その他	4,473名	1,550名増
合計	39,136名	814名増

(8) 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会社名	本社所在地	区分	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
			百万円	%	
王子コンテナ株式会社	東京都中央区	生活産業資材	10,000	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子マテリア株式会社	東京都中央区	生活産業資材	600	100	板紙（段ボール原紙、特殊板紙、白板紙）、包装用紙、パルプの製造、販売
王子ネピア株式会社	東京都中央区	生活産業資材	350	100	家庭紙、紙おむつの製造、販売
森紙業株式会社	京都府京都市	生活産業資材	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
			百万MYリングギット		
GS Paperboard & Packaging Sdn. Bhd.	マレーシア	生活産業資材	927	(100)	段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Harta Packaging Industries Sdn. Bhd.	マレーシア	生活産業資材	20	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
			百万USドル		
Ojitek Haiphong Co., Ltd.	ベトナム	生活産業資材	56	100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
Ojitek (Vietnam) Co., Ltd.	ベトナム	生活産業資材	42	100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
			百万INルピー		
Oji India Packaging Pvt. Ltd.	インド	生活産業資材	9,544	100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売

事業報告

会社名	本社所在地	区分	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
			百万円	%	
王子エフテックス株式会社	東京都中央区	機能材	350	100	特殊印刷用紙、特殊機能紙、フィルム製品、特殊板紙の製造、販売
王子イメージングメディア株式会社	東京都中央区	機能材	350	100	感熱記録紙（紙、フィルム）、インクジェット用紙の製造、販売
Oji Papéis Especiais Ltda.	ブラジル	機能材	百万BRレアル 409	(100)	感熱記録紙、ノーカーボン紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH	ドイツ	機能材	百万ユーロ 25	(100)	感熱記録紙の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	タイ	機能材	百万THバート 1,504	(100)	ノーカーボン紙、感熱記録紙の製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	米国	機能材	百万USドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売
Adampak Pte. Ltd.	シンガポール	機能材	百万SGドル 25	(100)	粘着紙・粘着フィルムの製造、販売
王子グリーンリソース株式会社	東京都中央区	資源環境ビジネス	百万円 350	100	木材、パルプ、原燃料資材の売買、植林事業管理、エネルギー事業
Celulose Nipo-Brasileira S.A.	ブラジル	資源環境ビジネス	百万USドル 257	(100)	植林、パルプの製造、販売
Pan Pac Forest Products Ltd.	ニュージーランド	資源環境ビジネス	百万NZドル 126	(100)	営林、植林、伐採、木材の販売、パルプ・木材製品の製造、販売
王子製紙株式会社	東京都中央区	印刷情報メディア	百万円 350	100	新聞用紙、洋紙、パルプの製造、販売
王子物流株式会社	東京都中央区	その他	1,434	100	倉庫業、トラック輸送、内航運送取扱
旭洋株式会社	東京都中央区	その他	1,300	90.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
IPI S.r.l.	イタリア	その他	百万ユーロ 13	100	アセプティック液体紙容器用加工紙及び充填機の製造販売
Walki Oy	フィンランド	その他	0.5	(100)	原紙への塗工、ラミネート（プラスチック／アルミ）、印刷、包装資材の製造、販売
江蘇王子製紙有限公司	中国	生活産業資材 資源環境ビジネス 印刷情報メディア	百万USドル 911	(90.0)	紙、パルプの製造、販売
Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.	ニュージーランド	生活産業資材 資源環境ビジネス	百万NZドル 728	(100)	パルプ、板紙、段ボール製品、紙袋製品の製造、販売

- (注) 1. 当社グループの事業エリアや製品の広がりを勘案し、次のとおり記載の見直しを行いました。
追加：Oji India Packaging Pvt. Ltd. Adampak Pte. Ltd. IPI S.r.l. Walki Oy
除外：王子タック株式会社 日伯紙パルプ資源開発株式会社 王子コーンスターチ株式会社 王子エンジニアリング株式会社
王子不動産株式会社
また、この見直しにあわせ、一部所要の見直しを行いました。
2. 2025年度から、IPI S.r.l.及びWalki Oyの区分を生活産業資材に変更しております。
3. 江蘇王子製紙有限公司は生活産業資材及び資源環境ビジネス並びに印刷情報メディア、Oji Fibre Solutions (NZ) Ltd.は生活産業資材及び資源環境ビジネスに区分されるため上記の表の区分では、それぞれ記載しております。
4. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
5. 当社の議決権比率の（ ）内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
6. 当期末の連結子会社数は、上記に記載した重要な子会社を含め217社であります。なお、持分法適用会社は20社であります。
7. 当期末現在において、特定完全子会社はありません。

(9) 企業集団の資金調達の状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しました。
なお、当期末の有利子負債残高は、前期末に比べ1,667億円増加し、9,034億円となりました。

(10) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	133,183百万円
株式会社みずほ銀行	44,396百万円
農林中央金庫	42,030百万円
三井住友信託銀行株式会社	25,250百万円
日本生命保険相互会社	22,050百万円

- (注) 1. 上記の借入金残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 上記のほか、シンジケートローンにより、267,200百万円を借り入れております。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

- (3) 企業集団の対処すべき課題の中で記載しております。

(12) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

① 利益配分に関する基本的な考え方

配当につきましては、長期的な企業価値向上に向けた成長投資に備えるための内部留保を勘案しつつ、1株当たりの年間配当24円を下限として収益力に応じた安定的な配当を継続することを基本とし、配当性向30%を目安に実施することとしています。

なお、2025年度から配当性向50%とします。

② 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記の基本的な考え方に基づき、2025年3月31日を基準日として、1株につき12円とする予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき12円）とあわせまして、当期年間の配当金は、前期と比べ8円増配の、1株につき24円となります。

(a) 配当財産の種類

金銭といたします。

(b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき12円 総額11,244,505,248円

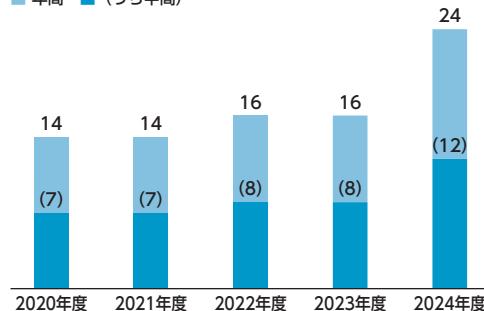
(c) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月5日

<ご参考>

■ 1株当たり配当金推移 (単位:円)

■ 年間 ■ (うち中間)



(13) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,014,381,817株
 (うち自己株式) (77,339,713株)

(注) 2024年12月12日開催の取締役会決議に基づき、更なる資本効率の向上と株主還元の充実を図るため、2024年度において当社普通株式49,388,600株を取得しました。

- (3) 株主数 126,059名(前期末比 29,777名増)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	135,423千株	14.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	85,590千株	9.1%
株式会社フォルティス	49,682千株	5.3%
日本生命保険相互会社	25,658千株	2.7%
王子グループ従業員持株会	21,258千株	2.3%
株式会社みずほ銀行	18,030千株	1.9%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	15,248千株	1.6%
農林中央金庫	14,156千株	1.5%
藤定 智恵子	13,750千株	1.5%
大樹生命保険株式会社	13,442千株	1.4%

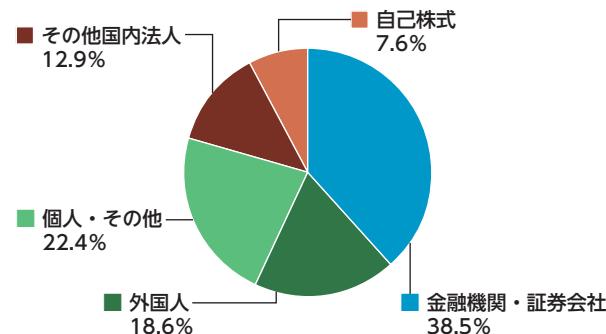
- (注) 1. 当社は、自己株式を77,339千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (77,339千株) を控除して計算しております。
 3. 千株未満は切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として 会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	0株	0名

(注) 当社は取締役 (社外取締役を除く) に対する報酬の一部として株式報酬制度を採用しており、取締役として在任した各事業年度における役位及び業績に応じて付与されたポイントの累計に1を乗じた数の株式を退任後に交付することとしております。

<ご参考> 所有者別持株比率 (2025年3月31日現在)



3. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2025年3月31日現在)

①取締役及び監査役の地位、氏名、担当、重要な兼職の状況

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長	加来正年	取締役会議長
代表取締役社長※	磯野裕之	グループCEO
代表取締役副社長※	進藤富三雄	サステナビリティ推進本部、イノベーション推進本部、グループ技術本部分掌、王子エンジニアリング株式会社管掌
取締役※	鎌田和彦	コーポレートガバナンス本部分掌、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）有限公司、王子物流株式会社管掌、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	青木茂樹	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長、王子イメージングメディア株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	長谷部明夫	産業資材カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、Oji Asia Packaging Sdn. Bhd. 取締役社長、Oji Asia Management Sdn. Bhd. 取締役社長兼務
取締役※	森平高行	生活消費財カンパニープレジデント兼印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子ネピア株式会社代表取締役社長兼務
取締役※	小貫裕司	資源環境ビジネスカンパニープレジデント、王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長、王子木材緑化株式会社代表取締役社長兼務
取締役	奈良道博	半蔵門総合法律事務所弁護士、日本特殊塗料株式会社社外取締役
取締役	長井聖子	学校法人関西外国語大学外国語学部教授、新明和工業株式会社社外取締役
取締役	小川広通	
取締役	福田佐知子	千葉市民協同法律事務所代表弁護士、公認会計士福田佐知子事務所所長、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、習志野市代表監査委員
監査役	山下富弘	（常勤）王子コンテナ株式会社監査役、王子マテリア株式会社監査役、森紙業株式会社監査役、王子製紙株式会社監査役
監査役	山崎昭雄	（常勤）王子エフテックス株式会社監査役、王子イメージングメディア株式会社監査役、王子グリーンリソース株式会社監査役
監査役	千森秀郎	弁護士法人三宅法律事務所パートナー、ローム株式会社社外取締役（監査等委員）
監査役	関口典子	関口典子公認会計士事務所所長、株式会社RYODEN社外取締役（監査等委員）、独立行政法人国際協力機構監事
監査役	野々上尚	上田廣一法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 奈良道博、長井聖子、小川広通、及び福田佐知子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 千森秀郎、関口典子、及び野々上尚は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 2024年6月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役が異動しました。
就任 取締役 福田佐知子
退任 取締役 相幸子
4. 2024年6月27日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。
監査役(常勤) 山下富弘
監査役(常勤) 山崎昭雄
5. 2025年3月31日付で、代表取締役副社長 進藤富三雄は、代表取締役副社長を辞任により退任し、取締役となりました。
6. 2025年4月1日付で、次のとおり新たに代表取締役が就任しました。
代表取締役 鎌田和彦
7. 監査役 山崎昭雄は、当社及びグループ会社で財務経理部門を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役 関口典子は、公認会計士として、企業会計に関して豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識があります。また、企業での豊富な実務を経験しております。同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. ※印の取締役7名は、グループ経営委員を兼務します。なお、2025年4月1日、取締役の監督機能と執行役員としての役割を明確にするため執行役員制度の見直しを行い、これに伴いグループ経営委員を執行役員に名称変更しました。また、より一層のグループシナジーの最大化及び全体最適化、情報連携等を図るため、C×O制を採用しました。
9. 2025年4月1日以降の執行役員の担当は、次の「(2) 執行役員の状況(2025年4月1日現在)」の表に記載のとおりです。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為その他法令違反行為や故意行為に起因する損害は填補しないこととなっております。なお、保険料は全額当社負担としております。

事業報告

(2) 執行役員の状況

(2025年4月1日現在)

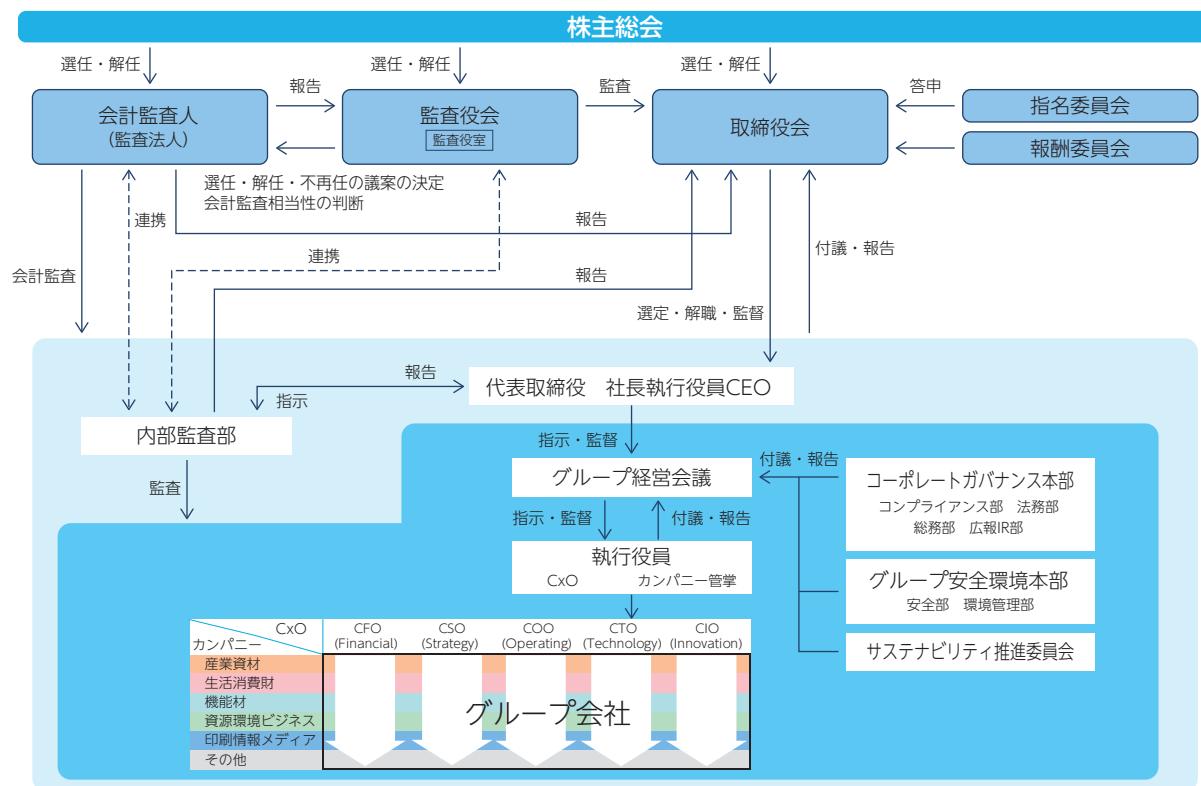
地位	氏名	担当
社長執行役員※	磯野 裕之	CEO
副社長執行役員※	鎌田 和彦	CSO、コーポレートガバナンス本部分掌、王子ヒューマンサポート株式会社、王子ビジネスセンター株式会社、王子製紙管理（上海）有限公司管掌、王子マネジメントオフィス株式会社代表取締役社長兼務
専務執行役員※	長谷部 明夫	COO、グループオペレーション本部、グループ安全環境本部分掌、王子物流株式会社、旭洋株式会社管掌、Oji Asia Packaging Sdn. Bhd.取締役社長、Oji Asia Management Sdn. Bhd.取締役社長兼務
常務執行役員※	青木 茂樹	機能材カンパニープレジデント、株式会社王子機能材事業推進センター代表取締役社長、王子イメージングメディア代表取締役社長兼務
常務執行役員※	森平 高行	生活消費財カンパニープレジデント、王子ネピア株式会社代表取締役社長兼務
専務執行役員	譚 迪倫	王子製紙管理（上海）有限公司董事長兼江蘇王子製紙有限公司董事長
常務執行役員	安井 宏和	株式会社王子機能材事業推進センター常務取締役兼王子エフテックス株式会社代表取締役社長
常務執行役員	大島 忠司	CFO、コーポレートガバナンス本部長、王子マネジメントオフィス株式会社専務取締役兼務
常務執行役員	関口 厚志	印刷情報メディアカンパニープレジデント、王子製紙株式会社代表取締役社長兼務
常務執行役員	関野 和貴	産業資材カンパニープレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社代表取締役社長、王子コンテナ株式会社代表取締役社長兼務
常務執行役員	田熊 聡	CTO、グループ技術本部長、王子エンジニアリング株式会社管掌
執行役員	大野 直孝	Oji Europe Management S.r.l. 取締役社長、Walki Holding Oyプレジデント、王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役、株式会社王子機能材事業推進センター常務取締役兼務
執行役員	中島 隆	Celulose Nipo-Brasileira S.A.取締役会長
執行役員	若林 充央	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼森紙業株式会社代表取締役社長
執行役員	新藤 恵悟	王子産業資材マネジメント株式会社専務取締役兼王子マテリア株式会社代表取締役社長
執行役員	安藤 和義	資源環境ビジネスカンパニープレジデント、王子グリーンリソース株式会社代表取締役社長、王子木材緑化株式会社代表取締役社長兼務
執行役員	横山 和世	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント、王子製紙株式会社専務取締役兼務
執行役員	藤川 健志	王子ビジネスセンター株式会社代表取締役社長
執行役員	奥谷 岳人	CIO、イノベーション推進本部長

(注) ※印の執行役員5名は、取締役を兼務します。

(ご参考) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、創業以来受け継いできた企業としての基本的な価値観及び行動理念をもとに「王子グループ企業行動憲章」を制定し、当社グループ全体で企業市民としての自覚と高い倫理観をもって企業活動を推進しています。今後も、多様なステークホルダーとの信頼関係を構築しながら、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の向上と社会から信頼される会社を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の最重要課題の一つと位置付け、継続的に強化に努めていきます。なお、2025年4月1日、取締役の監督機能と執行役員としての役割を明確にするため執行役員制度の見直しを行い、これに伴いグループ経営委員を執行役員に名称変更しました。また、C×O制を採用し、より一層グループシナジーの最大化及び全体最適化、情報連携等を図っています。

コーポレートガバナンスの体制の概要図は次のとおりです（2025年4月1日現在）



2024年度の状況

取締役会	15回開催	取締役12名（うち、独立社外取締役4名）	出席率93.3～100%
監査役会	13回開催	監査役5名（うち、独立社外監査役3名）	出席率100%
指名委員会	2回開催	委員6名（会長・社長・独立社外取締役4名）	出席率100%
報酬委員会	4回開催	委員6名（会長・社長・独立社外取締役4名）	出席率100%

(3) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を報酬委員会の答申を受けて取締役会で定めており、その概要は、以下のとおりです。

当社は、取締役会が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図っていくうえで、役員報酬制度が果たす役割を重視し制度設計を行っています。具体的な取締役の報酬体系及び決定方針は、コーポレートガバナンスに関する基本方針 (<https://www.ojiholdings.co.jp/group/policy/governance.html>) に定めており、役員報酬は、固定報酬である基本報酬、及び業績連動報酬として短期的な業績に応じた報酬である賞与、並びに中長期的な企業価値向上を反映する株式報酬によって構成され、個人別の報酬額、報酬の種類毎の支給割合、業績連動報酬の支給率、その他取締役の報酬に係る事項は、報酬委員会の答申を受けて取締役会において決定しています。

取締役の個人別の報酬の種類毎の基準となる支給割合は以下のとおりであり、役位毎の報酬額の水準は原則として各取締役の役位に応じて規定され、社会水準の動向及び当社を取り巻く長期的な事業環境の変化等を考慮して決定されます。なお、業績連動報酬である賞与及び株式報酬の支給額によって、実際の支給割合は変動します。また、社外取締役の報酬は固定報酬である基本報酬のみによって構成しています。

役位	固定報酬	業績連動報酬			計
		賞与	株式報酬	計	
取締役（社外取締役除く）	50%	25%	25%	50%	100%
社外取締役	100%	－	－	－	100%

固定報酬である基本報酬は、規定の報酬総額に基本報酬分の比率を乗じて算定される固定額とし、毎月、現金で支給されます。

賞与は、各取締役（社外取締役を除く）の賞与支給基準額の70%については連結営業利益を評価指標とし、30%については担当分野の業績を基礎とする考課を組み合わせており、ESG評価項目の達成状況も含めて総合的に勘案し、それぞれ基準額の0～150%の範囲内で変動します。賞与は、原則として年1回支給され、個別の支給時期は取締役会で決定します。

株式報酬は、連結売上高及び連結経常利益と連動し、0～150%の範囲内で変動します。株式報酬は、事業年度中の暦月毎に各暦月の1日における各取締役（社外取締役を除く）の役位に応じて、「表1 役位別基礎ポイント」に定める役位別基礎ポイントを合計した数に「表2 業績連動支給率」に定める業績連動支給率を乗じた数（小数点以下切り捨て）をもって事業年度の付与ポイント数とし、事業年度末日時点において取締役の地位にあった者に対して当社の定時株主総会の日にポイントを付与します。なお、退任する取締役については、退任の時期によって予め定められた方法に基づき、退任日までの期間のポイントを退任日に付与します。取締役在任中に付与されたポイント数の累計に1を乗じた数の当社株式を取締役退任時に交付します。

表1 役位別基礎ポイント

役位	役位別基礎ポイント
取締役会長	3,795
取締役社長 社長グループ経営委員	3,795
取締役副社長 副社長グループ経営委員	2,799
取締役 専務グループ経営委員	2,230
取締役 常務グループ経営委員	1,898

表2 業績連動支給率

前年比連結売上高比率 (注1)	業績連動支給率	
	前年比連結経常利益増加額が プラスの場合(注2)	前年比連結経常利益増加額が 0(ゼロ)以下の場合(注2)
150%以上	150%	
120%以上150%未満	120%	
110%以上120%未満	110%	90%
105%以上110%未満	105%	
100%以上105%未満	100%	
95%以上100%未満	95%	85%
90%以上 95%未満	90%	80%
80%以上 90%未満	80%	70%
70%以上 80%未満	50%	40%
70%未満	0%	0%

(注) 1. 前年比連結売上高比率は、前連結会計年度の売上高に対する当連結会計年度の売上高の割合です。

2. 前年比連結経常利益増加額は、当連結会計年度の経常利益から前連結会計年度の経常利益を控除した額です。

当該事業年度中に支給された取締役の個人別の報酬等は、上記の概要に沿って必要となる報酬委員会の答申を受けた取締役会の決定を経て支給されており、当該方針に沿うものであると取締役会は判断いたします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は株主総会決議の限度額内とし、固定報酬である基本報酬及び賞与の総額については、2021年6月29日開催の第97回定時株主総会の決議により年額8億円以内（うち、社外取締役年額1億円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役は4名）です。

また、株式報酬については、2016年6月29日開催の第92回定時株主総会の決議により固定報酬である基本報酬及び賞与の限度額とは別枠で1事業年度当たり570,000ポイント（通常1ポイント＝当社株式1株）を上限としています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は2名）です。

事業報告

監査役の報酬等は、株主総会決議の限度額内で監査役の協議により決定することとしており、2006年6月29日開催の第82回定時株主総会の決議により報酬等の総額を年額97百万円以内としています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	固定報酬	業績連動報酬		合 計
			賞 与	株式報酬	
取締役	13名	275百万円	98百万円	115百万円	488百万円
（うち社外取締役）	（5名）	（60百万円）	（-）	（-）	（60百万円）
監査役	5名	95百万円	-	-	95百万円
（うち社外監査役）	（3名）	（39百万円）	（-）	（-）	（39百万円）
合計	18名	370百万円	98百万円	115百万円	584百万円

- (注) 1. 当社は業績連動報酬の一部として取締役に対して賞与を支給しています。当社は賞与を短期的な業績に応じた報酬と位置付けていることから、当該事業年度の連結営業利益の額及び各取締役の担当分野の業績を賞与の額の算定基礎と定めています。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は、「1.企業集団の現況に関する事項 (2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
2. 当社は業績連動報酬の一部である非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しています。当社の株式報酬制度は、当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識をより高めることを目的としていることから、当該事業年度における前年比連結売上高比率及び前年比連結経常利益増加額を株式報酬として交付される株式数の基礎となる付与ポイントの数の算定基礎と定めています。株式報酬の内容は「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、その交付状況は「2.当社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
3. 当期末現在の人員は取締役12名、監査役5名であります。
4. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

(2025年3月31日現在)

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	奈良道博	半蔵門総合法律事務所弁護士、日本特殊塗料株式会社社外取締役
社外取締役	長井聖子	学校法人関西外国語大学外国語学部教授、新明和工業株式会社社外取締役
社外取締役	福田佐知子	千葉市民協同法律事務所代表弁護士、公認会計士福田佐知子事務所所長、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、習志野市代表監査委員
社外監査役	千森秀郎	弁護士法人三宅法律事務所パートナー、ローム株式会社社外取締役（監査等委員）
社外監査役	関口典子	関口典子公認会計士事務所所長、株式会社RYODEN社外取締役（監査等委員）、独立行政法人国際協力機構監事
社外監査役	野々上 尚	上田廣一法律事務所弁護士

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外取締役の当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	奈良道博	15回中14回 (93.3%)	当社の経営に対して、経営と独立した立場で、弁護士としての法的な視点を含む多角的な観点及び豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を通じて、期待される役割を果たしています。
社外取締役	長井聖子	15回中15回 (100%)	当社の経営に対して、経営と独立した立場で、顧客サービスや大学での教育活動で培った専門的な視点を含む多角的な観点及び豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を通じて、期待される役割を果たしています。
社外取締役	小川広通	15回中15回 (100%)	当社の経営に対して、経営と独立した立場で、小売業や食品メーカーの経営で培った専門的な視点を含む多角的な観点及び豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を通じて、期待される役割を果たしています。
社外取締役	福田佐知子	11回中11回 (100%)	当社の経営に対して、経営と独立した立場で、公認会計士及び弁護士としての視点、また、サステナビリティを含む多角的な観点及び豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を通じて、期待される役割を果たしています。

(注) 社外取締役 福田佐知子氏の出席状況については、2024年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

③ 社外監査役の当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
社外監査役	千森秀郎	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての特に企業法務・コーポレートガバナンスの分野における豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社外監査役	関口典子	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に加え、企業での豊富な実務経験に基づいた発言を行っています。
社外監査役	野々上 尚	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	検察官、弁護士としての豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に基づいた発言を行っています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	154百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	391百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び同条第2項に基づき同意しております。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、Oji India Packaging Pvt. Ltd.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、Kanzaki Specialty Papers Inc.、IPI S.r.l.、Walki Oy は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第101期 (2025年3月31日現在)	第100期(ご参考) (2024年3月31日現在)	科目	第101期 (2025年3月31日現在)	第100期(ご参考) (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	806,504	773,287	流動負債	738,818	668,183
現金及び預金	58,429	58,088	支払手形及び買掛金	263,763	274,659
受取手形	66,467	73,016	短期借入金	236,227	216,476
売掛金	305,317	296,058	コマーシャル・ペーパー	77,000	30,000
契約資産	3,126	1,833	1年内償還予定の社債	30,000	10,000
有価証券	7,434	4,772	未払金	21,582	21,628
商品及び製品	136,769	124,625	未払費用	54,506	53,054
仕掛品	26,247	24,637	未払法人税等	20,610	22,017
原材料及び貯蔵品	152,609	136,181	その他	35,127	40,346
短期貸付金	4,589	4,277	固定負債	763,420	678,701
未収入金	25,967	25,481	社債	115,000	145,000
その他	22,438	27,143	長期借入金	445,161	335,240
貸倒引当金	△2,892	△2,828	繰延税金負債	101,198	95,124
固定資産	1,828,526	1,669,195	再評価に係る繰延税金負債	7,818	7,730
(有形固定資産)	(1,381,399)	(1,273,504)	退職給付に係る負債	51,146	54,394
建物及び構築物	244,732	222,446	長期預り金	6,058	6,420
機械装置及び運搬具	467,616	428,951	その他	37,037	34,789
工具、器具及び備品	8,200	7,108	負債合計	1,502,238	1,346,884
土地	242,886	246,198	純資産の部		
林地	179,333	143,154	株主資本	816,060	818,383
植林立木	153,696	120,719	資本金	103,880	103,880
リース資産	55,046	51,814	資本剰余金	86,035	85,740
建設仮勘定	29,885	53,109	利益剰余金	671,980	645,337
(無形固定資産)	(110,507)	(34,455)	自己株式	△45,836	△16,575
のれん	58,303	18,081	その他の包括利益累計額	285,695	248,066
その他	52,203	16,373	その他有価証券評価差額金	52,782	64,656
(投資その他の資産)	(336,619)	(361,235)	繰延ヘッジ損益	△638	1,524
投資有価証券	197,835	217,870	土地再評価差額金	5,326	5,713
長期貸付金	3,108	3,837	為替換算調整勘定	186,875	124,922
長期前払費用	2,522	2,662	退職給付に係る調整累計額	41,350	51,249
退職給付に係る資産	86,939	96,250	新株予約権	68	97
繰延税金資産	12,959	9,893	非支配株主持分	30,967	29,049
その他	35,045	32,559	純資産合計	1,132,791	1,095,597
貸倒引当金	△1,790	△1,838	負債・純資産合計	2,635,030	2,442,482
資産合計	2,635,030	2,442,482			

連結計算書類

連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第101期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第100期(ご参考) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高	1,849,264	1,696,268
売上原価	1,499,869	1,372,191
売上総利益	349,395	324,076
販売費及び一般管理費	281,709	251,476
営業利益	67,686	72,600
営業外収益	23,085	33,556
受取利息及び配当金	6,487	6,937
為替差益	—	14,570
持分法による投資利益	4,503	4,708
受取保険金	3,130	1,806
デリバティブ評価益	3,077	—
その他	5,886	5,534
営業外費用	22,203	20,170
支払利息	8,564	6,770
為替差損	4,839	—
その他	8,799	13,399
経常利益	68,568	85,987
特別利益	36,865	9,995
投資有価証券売却益	26,178	1,467
退職給付信託返還益	8,469	222
その他	2,217	8,305
特別損失	21,074	18,383
事業構造改善費用	10,847	1,027
災害による損失	3,881	10,763
減損損失	2,986	3,980
固定資産除却損	2,827	1,505
その他	530	1,106
税金等調整前当期純利益	84,359	77,599
法人税、住民税及び事業税	38,003	27,484
法人税等調整額	△1,584	△2,202
当期純利益	47,940	52,317
非支配株主に帰属する当期純利益	1,769	1,505
親会社株主に帰属する当期純利益	46,171	50,812

計算書類

貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科目	第101期 (2025年3月31日現在)	第100期(ご参考) (2024年3月31日現在)	科目	第101期 (2025年3月31日現在)	第100期(ご参考) (2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	246,639	254,336	流動負債	360,207	287,559
現金及び預金	6,492	8,417	短期借入金	240,194	239,647
営業未収入金	224	231	コマーシャル・ペーパー	77,000	30,000
短期貸付金	243,948	241,311	一年内償還予定の社債	30,000	10,000
未収入金	4,570	4,428	未払金	3,865	2,867
その他	586	6,868	未払費用	3,804	3,021
貸倒引当金	△9,183	△6,921	未払法人税等	4,194	924
固定資産	1,087,519	975,718	その他	1,149	1,098
(有形固定資産)	(97,889)	(96,719)	固定負債	550,487	496,118
建物	14,929	14,898	社債	115,000	145,000
構築物	219	241	長期借入金	418,200	329,381
機械及び装置	692	704	繰延税金負債	10,916	15,217
車両運搬具	0	0	退職給付引当金	1,903	1,900
工具、器具及び備品	1,074	1,003	長期預り金	2,811	3,028
土地	41,333	41,340	その他	1,655	1,591
林地	15,691	15,678	負債合計	910,695	783,678
植林立木	21,794	21,827	純資産の部		
リース資産	—	3	株主資本	377,931	391,590
建設仮勘定	2,155	1,021	(資本金)	(103,880)	(103,880)
(無形固定資産)	(98)	(106)	(資本剰余金)	(108,640)	(108,640)
ソフトウェア	44	51	資本準備金	108,640	108,640
その他	54	54	(利益剰余金)	(211,440)	(195,838)
(投資その他の資産)	(989,531)	(878,892)	利益準備金	24,646	24,646
投資有価証券	91,907	110,397	その他利益剰余金	186,793	171,192
関係会社株式	741,876	625,741	固定資産圧縮積立金	13,352	13,764
出資金	1	1	別途積立金	101,729	101,729
関係会社出資金	27,572	27,572	繰越利益剰余金	71,711	55,698
長期貸付金	127,204	114,359	(自己株式)	(△46,030)	(△16,769)
長期前払費用	204	255	評価・換算差額等	45,463	54,688
その他	793	591	その他有価証券評価差額金	45,463	53,342
貸倒引当金	△29	△27	繰延ヘッジ損益	—	1,345
資産合計	1,334,158	1,230,054	新株予約権	68	97
			純資産合計	423,463	446,376
			負債・純資産合計	1,334,158	1,230,054

計算書類

損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第101期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第100期(ご参考) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
営業収益	44,456	39,220
営業費用	24,342	17,982
一般管理費	21,786	15,539
その他	2,555	2,443
営業利益	20,114	21,237
営業外収益	9,686	7,851
受取利息及び配当金	7,895	5,779
ブランド維持収入	1,581	1,586
為替差益	－	321
その他	209	164
営業外費用	11,182	6,450
支払利息	4,050	3,081
貸倒引当金繰入額	2,264	855
為替差損	1,942	－
ブランド維持費用	1,873	1,816
その他	1,053	696
経常利益	18,618	22,638
特別利益	20,477	1,322
投資有価証券売却益	20,083	1,134
その他	393	188
特別損失	25	106
固定資産除却損	25	13
固定資産売却損	－	55
投資有価証券売却損	－	37
税引前当期純利益	39,069	23,855
法人税、住民税及び事業税	4,899	1,062
法人税等調整額	△1,176	△228
当期純利益	35,346	23,020

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 石井 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 濱口 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小野 洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

王子ホールディングス株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 石井 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 濱口 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小野 洋平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社の主要事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告の一部であり、法令及び定款の規定に基づき当社ウェブサイトに掲載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 上記②と同様に当社ウェブサイトに掲載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

王子ホールディングス株式会社 監査役会

監査役（常勤） 山下 富 弘 ㊟

監査役（常勤） 山 崎 昭 雄 ㊟

監査役 千 森 秀 郎 ㊟

監査役 関 口 典 子 ㊟

監査役 野々上 尚 ㊟

(注) 監査役 千森秀郎、関口典子、野々上尚は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
■ 定時株主総会	毎年6月	
■ 基準日	定時株主総会の議決権	毎年3月31日
	期末配当	毎年3月31日
	中間配当	毎年9月30日
■ 公告方法	電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。 https://www.ojiholdings.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。	
■ 単元株式数	100株	
■ 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関郵便物送付先	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部	
■ 電話照会先	0120-782-031フリーダイヤル 受付時間：午前9時～午後5時（土日休日を除く）	

■ 配当金のお支払いについて
第101期の期末配当金（1株につき12円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間内に、ゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局でお受け取りください。

■ 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

- ▶ 証券会社でお取引をされている株主様
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
- ▶ 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様
特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■ 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

■ 定時株主総会決議ご通知について

定時株主総会決議ご通知は当社ウェブサイトに掲載しております。

■ 株式関係業務におけるマイナンバーの利用について

株主様のマイナンバーは、配当金に関する支払調書等に記載し、税務署へ提出いたします。お取引の証券会社等へマイナンバーのお届けがお済でない株主様はお届けください。

■ 株式保有口座のお届出情報をご確認ください

証券保管振替機構（ほふり）は、株主様が複数の株式保有口座をお持ちの場合、証券会社等にお届けされた氏名・住所等の情報をもとに、同一人物かどうかをシステムで判定し、名寄せを行っています。ほふりは、名寄せにより、株主様が複数の証券会社等にお届けになった情報を、**1人の株主の情報としてまとめて管理**しています。

現在、ほふりでは、さらなる名寄せ制度向上に向け、マイナンバーや生年月日、カナ氏名の活用を推進しています。**口座情報に正確な情報が記録されていない場合、名寄せが解除され、「議決権の行使」や「株主優待のお受け取り」に影響が生じるおそれがありますので、あらためてご自身の株式保有口座の情報が最新のものがご確認ください。**

▶ ご確認先

上記の「住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について」に記載のとおりです。

(ご参考)三井住友信託銀行ウェブサイト

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/nayose>



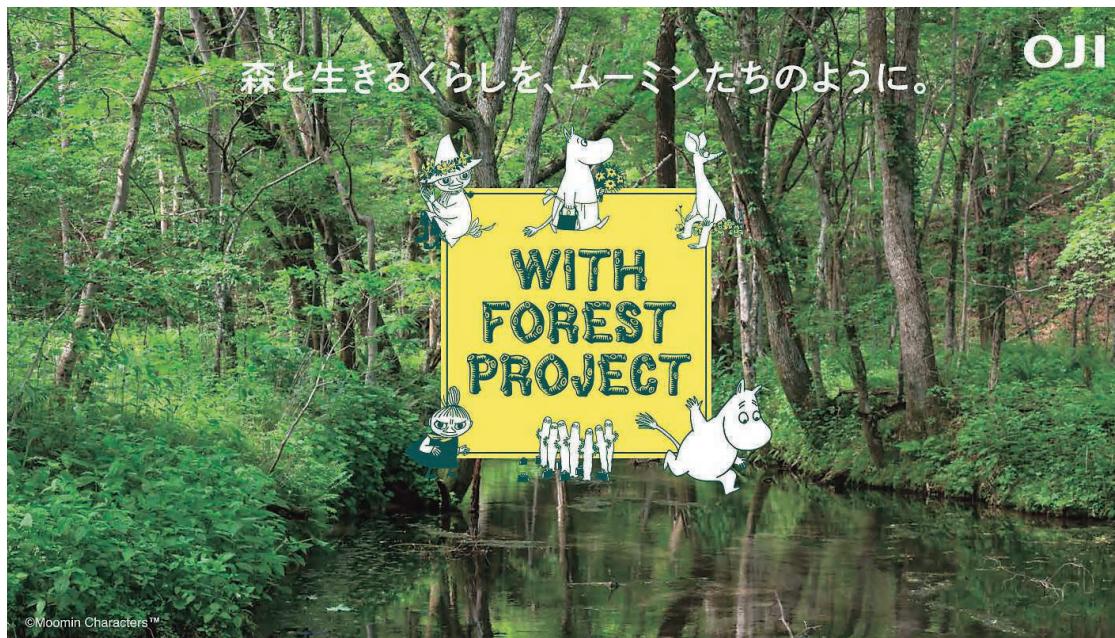
トピックス

「 WITH FOREST PROJECT 」 スタート

当社は、世界的な人気キャラクター「ムーミン」とコラボレーションし、森がくらしにもたらす価値を発信する「 WITH FOREST PROJECT 」を2025年2月より開始しました。

森と湖の国、フィンランドで生まれた「ムーミン」の物語は、「Respect for Nature」の価値観のなかで、自然とともに生きるのどかで美しいくらしが多く描かれています。

当社は、森林を健全に育て、森林資源を活かした事業を150年以上続ける企業として、「ムーミン」と共通する価値観のもと、すべての人に森を身近に感じていただくことを目的に、森の価値を発信する取り組みを進めていきます。



WITH FOREST PROJECT特設サイト

©Moomin Characters™

<https://forest.ojiholdings.co.jp/>



鼻セレブは、鼻から、肌へ。 スキンケア事業へ参入

王子ネピアは、同社初となるスキンケアライン「ネピア鼻セレブSKINLISM（スキナリズム）」を立ち上げ、洗顔ソープ2種を2025年3月よりネピア公式オンラインショップで発売開始しました。鼻セレブ洗顔ソープは、きめ細かいやわらかい質感の優雅な「とろみ泡」で、摩擦レスで顔をケアしながら洗うことができる、どこまでもやさしい使い心地を実現しました。また、鼻セレブ洗顔ソープは、当社グループが長年にわたる植林事業で培った植物技術・知見を活用して大規模栽培に成功した、希少な国産の「カンゾウ」のエキスが配合されています。

ネピア鼻セレブSKINLISMは、「どんな肌にもやさしい潤い」を届けるスキンケアラインを目指していきます。

落とす、うるおう、セレブ肌
MOIST CLEANSING BAR

あらう、うるおう、セレブ肌
MOIST CLEAR BAR

A new story begins.

鼻セレブは、鼻から、肌へ。

nepia
鼻セレブ
SKINLISM

セレブ肌を叶える洗顔ソープ誕生！

カンゾウ

The advertisement features a light blue background with water droplets. On the left, two soap bars are shown: a white one with a rabbit face and a black one with a rabbit face. Below them are three smaller images: a pile of dried roots labeled 'カンゾウ', hands being washed with white foam, and a collection of the soap bars and their packaging.

ブランドサイト

https://e-nepia.com/products/hana-celeb/hana-celeb_m_bar.html



株主総会会場ご案内図

・お土産のご用意はございません。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

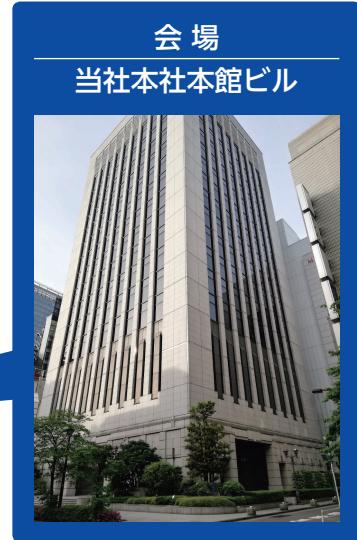
日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

会場

当社本社本館ビル

東京都中央区銀座四丁目7番5号 電話 03-3563-1111(代)



スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



交通のご案内

J R
地下鉄

有楽町駅

中央口より 徒歩7分

銀座駅 (●銀座線、●丸ノ内線、●日比谷線)

A12出口より 徒歩1分

A7出口より 徒歩2分

東銀座駅 (●浅草線、●日比谷線)

地下通路N1出口より 徒歩1分

銀座一丁目駅 (●有楽町線)

8出口より 徒歩5分

※駐車場の用意はございません。公共の交通機関をご利用ください。

※当日は、当社の役員及び係員の服装につきましては、クールビズにてご対応させていただきますので、ご了承ください。